

北海道公立大学法人札幌医科大学の中期目標期間の終了時の検討結果 及び検討結果に基づき講ずる措置の内容について

1. 根拠法令

地方独立行政法人法

(中期目標の期間の終了時の検討)

第79条の2 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2. 中期目標期間終了時の検討結果及び検討結果に基づき講ずる措置について

札幌医科大学における第2期中期目標期間中の運営状況から、中期目標・中期計画の達成に向けて、概ね順調に進んでいることに加え、北海道の地域医療の確保や道民の健康維持増進において、札幌医科大学が果たす役割は今後も重要であることから、公立大学法人として引き続き業務を継続することとし、北海道地方独立行政法人評価委員会の意見も踏まえ、次の考え方を盛り込んだ第3期中期目標を策定し、札幌医科大学に指示することとする。

①組織の在り方

民間ノウハウやICTの利活用等による更なる業務改革の検討と簡素効率的な組織体制の確立を計画的に進め、業務の一層の効率化及び組織体制の最適化を図ること。

②業務全般

・教育研究・社会貢献

災害拠点病院としての役割、地域医療への貢献及び高度医療の提供など、札幌医科大学の特色・強みである取組の充実を図ること。

・附属病院

病院経営の自立化を進めるため、経営方針等に基づく適切な収入確保及び経費全般にわたる効率的執行に努めるとともに、病院施設の整備による効果を最大限活用することによる診療収入の安定的確保等により病院運営の改善を不断に図ること。

・業務運営改善・効率化、財務内容改善

限られた財源や人的資源の有効活用を図りつつ、附属病院の経営改善や外部資金等の獲得など自己収入の増加に努めるほか、経費全般の効率的執行、歳出全般の見直しを検討し、財務基盤の強化を図ること。